

『公費負担医療等の手引』 2023年7月版 正誤・追補 (2023.10.2)

※訂正箇所はゴシック太字で表示。追補はページ数の先端に■を入れていきます。

頁	訂正箇所	誤	正																										
表紙裏	<高齢受給者><後期高齢者医療制度対象者>の限度額適用区分「一般」	<table border="1"> <tr> <td>エ</td> <td rowspan="4">一 般</td> <td><高齢受給者> 年収 156 万～約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保：課税所得 145 万円未満 (※3)</td> <td>2 割</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td><後期高齢者医療制度対象者> 世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円以上 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円以上</td> <td>2 割</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td><後期高齢者医療制度対象者> 世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円未満 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円未満</td> <td>1 割</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>低所得者 II 低所得者 I</td> <td>1 割</td> </tr> </table>	エ	一 般	<高齢受給者> 年収 156 万～約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保：課税所得 145 万円未満 (※3)	2 割	カ	<後期高齢者医療制度対象者> 世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円以上 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円以上	2 割	キ	<後期高齢者医療制度対象者> 世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円未満 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円未満	1 割	オ	低所得者 II 低所得者 I	1 割	<table border="1"> <tr> <td>エ</td> <td rowspan="4">一 般 一 般 II 一 般 I</td> <td><高齢受給者> 年収 156 万～約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保：課税所得 145 万円未満 (※3)</td> <td>2 割</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td><後期高齢者医療制度対象者> 世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円以上 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円以上</td> <td>2 割</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td><後期高齢者医療制度対象者> 世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円未満 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円未満</td> <td>1 割</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>低所得者 II 低所得者 I</td> <td>2 割 又は 1 割</td> </tr> </table>	エ	一 般 一 般 II 一 般 I	<高齢受給者> 年収 156 万～約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保：課税所得 145 万円未満 (※3)	2 割	カ	<後期高齢者医療制度対象者> 世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円以上 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円以上	2 割	キ	<後期高齢者医療制度対象者> 世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円未満 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円未満	1 割	オ	低所得者 II 低所得者 I	2 割 又は 1 割
エ	一 般	<高齢受給者> 年収 156 万～約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保：課税所得 145 万円未満 (※3)	2 割																										
カ		<後期高齢者医療制度対象者> 世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円以上 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円以上	2 割																										
キ		<後期高齢者医療制度対象者> 世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円未満 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円未満	1 割																										
オ		低所得者 II 低所得者 I	1 割																										
エ	一 般 一 般 II 一 般 I	<高齢受給者> 年収 156 万～約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保：課税所得 145 万円未満 (※3)	2 割																										
カ		<後期高齢者医療制度対象者> 世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円以上 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円以上	2 割																										
キ		<後期高齢者医療制度対象者> 世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円未満 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円未満	1 割																										
オ		低所得者 II 低所得者 I	2 割 又は 1 割																										
12	下から 17 行目として 右を挿入	<table border="1"> <tr> <td>家族性低βリポタンパク血症 1 (ホモ接合体)</td> <td>難病</td> </tr> </table>		家族性低βリポタンパク血症 1 (ホモ接合体)	難病																								
家族性低βリポタンパク血症 1 (ホモ接合体)	難病																												
124	表「高額療養費 (負担限度額までの徴収時) の窓口確認が必要な認定証」	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 75 歳以上 ・ 65 歳以上で一定以上の障がい状態にあるもの (後期高齢者の被保険者) </td> <td>低所得者 I</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 75 歳以上 ・ 65 歳以上で一定以上の障がい状態にあるもの (後期高齢者の被保険者) </td> <td>低所得者 I</td> </tr> <tr> <td>低所得者 II</td> <td>低所得者 II</td> </tr> <tr> <td>一般所得者</td> <td>一般所得者 (I) (II)</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得 (I) (II)</td> <td>現役並み所得 (I) (II)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現役並み所得 (III)</td> <td></td> <td>現役並み所得 (III)</td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 75 歳以上 ・ 65 歳以上で一定以上の障がい状態にあるもの (後期高齢者の被保険者) 	低所得者 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 75 歳以上 ・ 65 歳以上で一定以上の障がい状態にあるもの (後期高齢者の被保険者) 	低所得者 I	低所得者 II	低所得者 II	一般所得者	一般所得者 (I) (II)	現役並み所得 (I) (II)	現役並み所得 (I) (II)		現役並み所得 (III)		現役並み所得 (III)													
<ul style="list-style-type: none"> ・ 75 歳以上 ・ 65 歳以上で一定以上の障がい状態にあるもの (後期高齢者の被保険者) 	低所得者 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 75 歳以上 ・ 65 歳以上で一定以上の障がい状態にあるもの (後期高齢者の被保険者) 		低所得者 I																									
	低所得者 II			低所得者 II																									
	一般所得者			一般所得者 (I) (II)																									
	現役並み所得 (I) (II)		現役並み所得 (I) (II)																										
	現役並み所得 (III)		現役並み所得 (III)																										
125	表 1 の「所得区分」欄。限度額適用区分ア～エについて	国保：年間所得	国保： <u>旧ただし書き</u> 所得																										
127	右段上から 19 行目	…又は 2 割負担の低所得者 I・II で医療機関に認定証の提示等がなかった場合は、窓口では現役並み所得者 III 又は一般所得区分の自己負担限度額まで徴収する。	…又は 2 割負担の低所得者 I・II で医療機関に認定証の提示等がなかった場合 又はオンライン資格確認で当該認定証情報を取得できなかった場合 は、窓口では現役並み所得者 III 又は一般所得区分の自己負担限度額まで徴収する。																										
128	表 3 の限度額適用区分「一般」	<p>(誤)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">一 般</td> <td>世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円以上 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円以上</td> <td>2 割</td> <td rowspan="2">18,000 円 (年間負担上限 144,000 円) (※2) (※3)</td> <td>57,600 円</td> <td>41 区カ</td> </tr> <tr> <td>世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円以上 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円以上</td> <td>1 割</td> <td>多数該当： 44,400 円</td> <td>42 区キ</td> </tr> </table> <p>(正)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">一 般 II</td> <td>世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円以上 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円以上</td> <td>2 割</td> <td rowspan="2">18,000 円 (年間負担上限 144,000 円) (※2) (※3)</td> <td>57,600 円</td> <td>41 区カ</td> </tr> <tr> <td>世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円以上 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円以上</td> <td>1 割</td> <td>多数該当： 44,400 円</td> <td>42 区キ</td> </tr> </table>	一 般	世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円以上 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円以上	2 割	18,000 円 (年間負担上限 144,000 円) (※2) (※3)	57,600 円	41 区カ	世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円以上 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円以上	1 割	多数該当： 44,400 円	42 区キ	一 般 II	世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円以上 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円以上	2 割	18,000 円 (年間負担上限 144,000 円) (※2) (※3)	57,600 円	41 区カ	世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円以上 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円以上	1 割	多数該当： 44,400 円	42 区キ							
一 般	世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円以上 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円以上	2 割		18,000 円 (年間負担上限 144,000 円) (※2) (※3)	57,600 円		41 区カ																						
	世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円以上 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円以上	1 割	多数該当： 44,400 円		42 区キ																								
一 般 II	世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円以上 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円以上	2 割	18,000 円 (年間負担上限 144,000 円) (※2) (※3)	57,600 円	41 区カ																								
	世帯に 75 歳以上の人が ・ 1 人かつ所得が 200 万円以上 ・ 2 人以上かつ所得が 320 万円以上	1 割		多数該当： 44,400 円	42 区キ																								

129	表4 限度額適用区分「一般」	一般	一般Ⅰ・Ⅱ
134	表5 限度額適用区分ア～エの「所得区分」欄	国保：年間所得	国保：旧ただし書き所得
135	左段、下から6行目	ただし、所得区分「一般」の場合は、…	ただし、所得区分「一般Ⅰ・Ⅱ」の場合は、…
135	表7 限度額適用区分「一般」	一般	一般Ⅰ・Ⅱ
136	左段本文上から8行目	…（入院の医療費は対象外）。	…（入院の医療費は対象外）。 1カ月の負担上限は入院外上限の18,000円又は計算式「6,000円＋（医療費－30,000円）×0.1（小数点以下四捨五入）」のいずれか低い額となる
145	①の例1	例1） 単身（入院のみ、一般世帯）	例1） 単身（入院のみ、一般Ⅰ世帯）
145	①の例2	例2） 同一世帯（入院のみ、一般世帯）	例2） 同一世帯（入院のみ、一般Ⅰ世帯）
145	②の例	例） 同一世帯（外来のみ、一般世帯）	例） 同一世帯（外来のみ、一般Ⅰ世帯）
146	「(5) 後期高齢者の現役並み所得者Ⅰの取扱い」16行目	…同Ⅰ及び一般44,400円に引き下げるものである。	…同Ⅰ及び一般Ⅰ・Ⅱ：44,400円に引き下げるものである。
155	左段下から2行目	表14の負担限度額を超える世帯	表16の負担限度額を超える世帯
155	表16の「所得区分」	一般	一般Ⅰ・Ⅱ
159	右段下から4行目	(⇒P.400)	(⇒P.401)
168	右段下から7行目	(内訳別に名称、採型区分・種類当、価格)	(内訳別に機能による名称、分類、製品名、メーカー名、価格等)
181	ワンポイントアドバイス②	② 移送費の申請期間は、支払日から2年間とされている。	② 移送費の申請期間は、支払日 又はその翌日 から2年間とされている。 詳しくは各保険者に確認されたい。
194	右段上から17行目	(1)…次項に掲げる…	(1)… 196頁 に掲げる…
204	右段上から5行目	…市町村又は国保連合会に報告しなければならない。	… 必要な改善を行わ なければならない。
■240	左段上から16行目の次に右を追加	※2024年3月31日までは、成長ホルモン治療の医療費助成を受けるには、小児慢性特定疾病の受給者証があっても「成長ホルモン治療用医療意見書」を提出し、認定を受けることが必要だったが、2024年4月1日から小児慢性特定疾病医療費助成において成長ホルモン治療を行うための基準が廃止され、成長ホルモン治療用医療意見書による成長ホルモン治療の認定が不要となった。小児慢性特定疾病の受給者証があれば、医師が治療に必要なと判断した場合には、成長ホルモン治療に係る医療費の助成が受けられる。	
383	右段本文上から13行目の次に右を追加	④ 「黒い雨」に遭い、広島黒い雨訴訟判決の原告と同様な事情にあった者で、かつ、11種類の障害を伴う一定の 疾病にかかっている者	
436	右段上から17行目	(…令和5年3月31日健肝発0329第1号)	(…令和5年3月 29 日健肝発0329第1号)
441	右段下から5行目の上に右を挿入	③ 新型コロナウイルス感染症 新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。 ※ COVID-19＝新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）であるものに限り）は2023年5月8日以降、五類感染症へ移行した。	
441	右段下から5行目	③ 再興型コロナウイルス感染症	④ 再興型コロナウイルス感染症

442	左段下から 11行目	…都道府県知事が適当と認めるもの(第二種感染症指定医療機関のうち、陰圧病室を備えた病院など)も可	…都道府県知事が適当と認めるものも可			
443	左段下から 22行目	…(新型コロナウイルス感染症はHER-SYS、それ以外の感染症は感染症サーベイランスシステム) …	…(感染症サーベイランスシステム) …			
443	右段上から 8行目	(24疾患)	(21疾患)			
443	右段上から 13行目	五類感染症〔定点観測〕(26疾患。新型コロナウイルス感染症含む)と無症状病原体保有者	五類感染症〔定点把握〕(18疾患。COVID-19感染症含む)			
443	右段上から 15行目の 後に右を挿入	<u>④ 診断後の翌月曜日までに入院患者の届出が必要とされているもの 五類感染症〔定点把握〕(7疾患)</u>				
443	右段上から 16行目	<u>④</u> 診断後の翌月の初診日までに届出が必要とされているもの 五類感染症〔定点観測〕(7疾患)と無症状病原体保有者	<u>⑤</u> 診断後の翌月の初診日までに届出が必要とされているもの 五類感染症〔定点把握〕(7疾患)			
445	下から2行目	②HER-SYS ③その他必要な電磁的方法	②その他必要な電磁的方法			
447	特定感染症 指定医療機関の表	独立行政法人国立国際医療研究センター病院	国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院			
447	下から4行目	157医療機関 (2,804床)	157医療機関 (2,840床)			
448	感染症類型 別対象疾病 一覧	感染症類型別対象疾病一覧 (2023年5月8日現在)	感染症類型別対象疾病一覧 (2023年5月26日現在)			
448	四類感染症 の上から4 行目	サル痘	エムボックス			
448	五類感染症 (全数把握 対象)の下 から2行目	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症			
448	五類感染症 (定点把握 対象)の上 から6行目	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) —(インフルエンザ・COVID-19 定点医療機関)— 新型コロナウイルス感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、 COVID-19			
448	最下段を右 に差し替え	<table border="1"> <tr> <td>新型インフルエンザ等感染症 (4疾患)</td> <td>新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ</td> <td>新型コロナウイルス感染症 再興型新型コロナウイルス感染症</td> </tr> </table>	新型インフルエンザ等感染症 (4疾患)	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症 再興型新型コロナウイルス感染症	
新型インフルエンザ等感染症 (4疾患)	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症 再興型新型コロナウイルス感染症				
458	右段上から 6行目	ア. 患者の 住所 、氏名、患者が未成年の場合は…	ア. 患者の氏名、 生年月日 、 性別 、 職業 、 住所 、患者が未成年の場合は…			
458	右段上から 14行目	ア. 患者の氏名、 年齢 、性別、職業、住所、患者が未成年の場合は…	ア. 患者の氏名、 生年月日 、性別、職業、住所、患者が未成年の場合は…			
505	左段下から 16行目	…「 第3項臨時予防接種 」と言う。…	…「 特定B類疾病に係る臨時の予防接種 」と言う。…			
505	右段下から 22行目	…③ 第3項臨時予防接種 —の3区分と…	…③ 特定B類疾病に係る臨時の予防接種 —の3区分と…			
裏表紙	表の「一部 負担」欄下 から4枠目	原則2割 (70 歳以上で1割負担の患者は1割) ……	原則2割 (75 歳以上で1割負担の患者は1割) ……			

最新の正誤表については、保団連 HP (<https://hodanren.doc-net.or.jp/>) でも紹介しておりますので、ご確認下さい。

保団連正誤表 
<https://hodanren.doc-net.or.jp/>